熊本県監査委員公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年6月6日から平成29年8月21日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月1日

熊本県監査委員 祐 田 中 同 竹 潮 広 同 城 下 作 同 池 田 和 貴

監查対象機関	監 査 の 結 果	措置 状況等
知事公室室	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	(平成28年度の対応) 当該事故を受けて、田車を受けて、出車を受けて、田車を受けて、田車を受けて、田車を受けて、田車をと、田車をと、田車を選集を通じての事故にでは、一次では、11/29、12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/27)。 11/29、12/29年3月 22/27)。 11/29年3月 22/27)。 11/29年3月 22/27)。 12/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/27)。 12/27)。 12/29年3月 22/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)。 12/27)
総務部私学振興課	(職員の交通法規違反について) 通勤中に司法処分相当の交通法規違 反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図ると ともに、交通法規違反に対する効果的 な防止策を講じること。	交通事故防止や交通法規の遵守については、これまでも課職員に対して様々な機会をとらえて注意喚起を行って平成28年7月の事案発生を受け、7月21日、27日の2回に分けて交通事故防止や交通法規遵守についての職員研修を行った。今後も、課例会における注意喚起の取り組み等を継続するとともに、毎年行臨時職員を含めた全ので調査を通法規遵守の意識徹底と交通法規遵守の意識徹底と交通法規遵守の意識徹底と交通法規遵守の意識徹底と交通法規遵守の意識徹底と交通法規遵守の意識徹底と交通法規遵守の意識徹底と交通法人でいく。

総務部税務課	(自動車税の課税誤りについて) 自動車税において課税誤りがあり、 過徴収分を還付・返還している。 チェック体制の強化を図り、課税誤 りの再発防止に努めること。	今回の自動車税課税誤り(小型三輪車に対して誤って四輪トラックの税率区分を適用)に係る県税システムのプログラムミスについては、6月末に改修を実施済み。併せて、同様のプログラムミスが他の車種にないかどうかも確認済み。これまで、税制改正で税率が変更された自動車を中心にサンプルチェックを行っていたが、今後は、税率判定の全で行っていたが、今後は、税率判定の全で行っていたが、今後は、税率判定の全である事種及び排気量又は積載量の全ての組合せ(約200パターン)でチェックを行い、再発防止に努める。
環境生活環境保全課	(補助事業の執行手続について) 水道事業施設整備事業について次の 課題がある。 (1)平成28年4月1日、当該事業費として 計上していた額を144,320千円上回る一 元を受けたにもかかわらず、増額補正 の予算要求を行っていない。 (2)年度当初に県の補助金交付要項を策定する必要があったにもかかわらず、 平成29年3月まで策定せず、県から市村への交付決定が遅延している。 予算の確保及び補助金の交付に係る 事務においては、事務手続に遅延的ないまう、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。	(1)予算不足に平成29年2月末に気付いた ことから、早急に関係課と協議しりり、 中急に関係の既存ののののでは、 中ののののでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでいる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
商工観光 労働部 国際課	(委託業務に係る検査について) 国際観光振興促進事業委託について、観光パンフレット作成業務の一部が完了していないにもかかわらず、検査員による検査などの履行確認が不十分なまま委託料の全額が支払われている。 契約書や仕様書等の関係書類に基づき、委託業務の内容について適正な検査を行うこと。	熊本県観光連盟に対して、委託業務を 完遂(観光パンフレットの作成、納品) させた。 今後は以下の取組を再発防止策とす る。 ①委託業務の確認を行う際には、現物の 確認を徹底するとともに、他班の職員に も確認させる等、チェック体制を強化す る。 ②再発防止を図るために、職員研修を充 実・強化する。

(補助金の返還について) 監査での指摘を受け、補助事業の実施 主体である市町村に対して、改めて実施 単県担い手育成農地集積促進事業の 要領の周知徹底を行うとともに、償還が 実施要領において、事業主体である市 町村は、償還期間の変更(繰上)によ 完了していない地区においては、償還期 り償還利息相当額に変更が生じた場 間の変更(繰上)による利息額の変更の 合、県に報告するとともに、償還期間 有無を、毎年度定期的に市町村に照会 し、差額分の返還漏れが生じないように 農林水産 変更による差額分を返還することと 部 なっているが、繰上償還を行ったにも 対応している。 農地整備 かかわらず、市町村から報告等がなさ 課 れてないため、時効により返還金が受 入れできなかった事例がある。 補助対象者へ実施要領の内容を周知 徹底するとともに、返還漏れがないよ う適宜確認を行うこと。 平成29年7月に再発防止策をとりまと (一般競争入札における入札手続の誤り について) め、次の事項を実施した。 ①「総合評価方式技術申請書評価値算定 治山工事の入札手続において、次の 課題がある。 チェックリスト」を作成し、8月から運 (1)阿蘇管内災害関連緊急治山事業第20 用を開始した。 号工事他合併において、3社が応札し、 ②「ダブルチェック体制」による算定の 2社応札分に評価値の算定誤りがあり、 確認を実施(業務ライン以外の者による) 落札者変更のため、入札を取り消して ③課長・審議員・課長補佐による課内の いる。 (2)阿蘇管內災害関連緊急治山事業(梅 予備審査を行い、本審査会に臨むとい 雨災) 第51号工事他合併において、2社 う、ダブル審査体制を執った。 が応札し、1社応札分に評価値の算定誤 ④出先機関の担当者を含む担当者会議に りがあり、落札者変更となっている おける制度周知・研修や他の所属主催の が、工事着手済みのため、契約を継続 研修会へ参加した。 農林水産 している。 部 森林保全 (3)阿蘇管內復旧治山事業火山地域(補 課 正) 第5号工事において、5社が応札 し、1社応札分に評価値の算定誤りがあ り、落札者に変更はないが、評価値順 位に変更がある。 (4) 阿蘇管内復旧治山事業火山地域(補 正) 第16号工事において、4社が応札 し、落札者及び評価値順位の変更はな いが、1社応札分に評価値の算定誤りが ある。 農林水産部建設工事総合評価方式ガ イドラインに基づき、入札手続を適切 に行い組織的なチェックを徹底するこ

と。

土木部住宅課	(職員による決裁の偽造について) 平成27~28年度にかけて、県営住宅 入居決定等の事務処理において、自ら 購入した上司名の私印を用いて、決裁 を得たように偽造しているものが24件 ある。 熊本県庁処務規程に基づき、適正な 事務処理を行うこと。	決裁を得たように偽造された文書については、当該内容を全て点検した結果、決裁文書の内容について誤りはないことを確認した。 その上で、適正な事務処理が行われるよう、当職員の業務に関起に案文書等の進捗状況や決裁後の起案文書等の進捗状況や決裁後でいる。また、当を適宜班長が実施して度末に事務にの職員により、事務分掌の見直しを行った。 さらに、班全体での情報の共有化や、班長及び総括補佐による事務のた。 並長及び総括補佐による事務の共有に認め、再発防止を図った。
教育委員会育政策課	(時間外勤務手当の支給誤りについて) 平成26年度の時間外勤務手当につい て、次の課題がある。 (1)支給漏れがあり、平成28年度に追給 処理している。 (2)過払があり、平成28年度に返納させ ている。 熊本県職員等の給料等の支給に関す る規則に基づき、適正な事務処理を行 い組織的なチェックを行うこと。	支給誤りの件数及び実際の時間外勤務時間数を確認し、その後、給与主管課に智能を確認した。その後、給与主管課において追給処理が行われ、職員によるの理が行われ、職員によるの事務のでは、毎月の事務処理内容の確認を徹底するなど、組織的によるでは、毎月の事務のでは、毎月の事務処理状況の確認を強化している。また、教育庁内各所属へも注意喚起の通知を発出した時間外勤務に係る事務処理方法について周知徹底を行った。

警察本部警備第一課	(職員の交通事故について) 公用車による、毀損額が大きい物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	1 熊本県警察の変通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止公用教 事故防止総合プラン」に認識啓発」、「技能認定の審査」、「技能認定の審査」、「技能認定の審査」、「交通を強力のもののでは、まるのでは、ないないでは、できる。 2 警備第による事者のののでは、できる。 2 警備第による事者を担い、ののでは、できる。 2 警には、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの
警察本部運転免許課	(委託料の支払遅延について) 庁舎清掃業務委託に係る委託料の支 払が遅れ、遅延利息(69,900円)を支 払っている。 支払手続においては、組織的な チェック体制の強化を図り、支払漏れ の防止に努めること。	, , _ ,

監查対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
総務部県文書課	(個人情報保護の徹底について) 最近メールの誤送信をはじめとする 個人情報の漏えいが相次いで明られての個人情報保護の個人情報ないる。 の保護について、県では別さる県ではいる。 個人情報保護について基づいる。 個人情報保護を改めて基づいる。 個人情報保護の重要性を改め情報なる。 個人情報保護の重要性を改め情報の高いる。 個人情報保護の重要性を改め情報がある。 に認識止に向けた組織的まれたい。	〈総務部はメールのにより、 一次のにより、 の個人情報 を年事とのでは29年5月15日、9月8日及び10月12日付けでの のででするとしたがは、 を主きないでが、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 のののは、 のののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 のののでは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 のののでは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 のののでは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 のののでは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 ののののは、 のののでは、 ののののは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 の
企部情報。画		〈企画振興部情報企画課〉 個人情報漏えを生した際に 個人情報漏え全書を発生した際に 地球の 一点を 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次

(適正な経理処理について)

昨年度の監査結果に対する意見において、熊本地震からの復旧・復興に向けた事業増の中で適正な事務処理が行われるよう改めて職員の意識の徹底を求めた。

農林水産 部 農林水産 政策課

しかしながら、本年度実施した監査においても、経理及び委託契約事務並びに工事契約事務において基本的なと見受けられている。また、急増するて見受けられている。また、急増する工事契約に対応するため入札手続るが、自しての内容等が関係者に十分理解も発生している。

熊本地震からの復旧・復興に向けた 事業執行が続く中、引き続き研修等を 通じ、適正な経理・契約事務手続の周 知徹底を図るとともに、組織的な チェック体制の強化やシステムの改善 等の環境整備についても検討された い。

土木部 監理課

〈農林水産部農林水産政策課〉

当部で発生した入札事務における誤りについては、発生防止のための手法として、評価値算定等事務作業に係る複数者による確認を行うとともに、部内各課・出先機関に対する注意喚起・制度周知を行った。

加えて、出先機関と比較して入札事務 処理件数の経験が少ない本庁各課担当班 長・担当者を対象として、工事入札・契 約事務に関する研修を実施したところ。

今後も入札事務に限らず事務作業に誤りが発生しないよう、事務処理に関する知識の周知や組織的なチェックを行い、部全体で適正な入札事務を確保する取組みを行っていく。

〈土木部監理課〉

入札契約制度における最低制限価格に関するミスの発生防止については、システムの改善とチェック体制の強化、周知の徹底という3つの観点から取り組みを行った。

1)システムの改善

- ・最低制限基準価格の算定について、システムを改修し自動化の実施
- ・間違いが起こりやすい4工事2業種については進行管理システムから様式を出力し算定した結果と、自動計算結果を照合2)チェック体制の強化
- ・事業担当班長、事業担当課長、入札契 約担当及び検算嘱託員が実施している チェックの役割を明確化する
- ・4工事2業種については適切に計算が行われているか当分の間、土木技術管理課がチェックする。
- 3) 周知の徹底
- ・出先機関長会議での取組みを周知
- ・最低制限価格算定に携わる事業担当班 長に対し毎年4月に説明会を実施
- ・事業担当課長及び入札契約担当への説明会を毎年4月に実施
- ・積算担当者に対し、毎年8月に説明会で周知

4) その他

- ・本年度の8月の制度改正に際しては、 施行前に入札契約担当者への説明会を実 施。
- ・今後も新たな制度改正のたびに、速やかに入札契約担当者に対する説明会を実施する。

※再掲

(適正な経理処理について)

昨年度の監査結果に対する意見において、熊本地震からの復旧・復興に向けた事業増の中で適正な事務処理が行われるよう改めて職員の意識の徹底を求めたところ。

しかしながら、本年度実施した監査においても、経理及び委託契約事務を びに工事契約事務において基本的な事務処理ができていない事例が依然として見受けられている。また、急増する工事契約に対応するため入札手続のが正し等の改善措置が取られている。その内容等が関係者に十分理解も発生している。

熊本地震からの復旧・復興に向けた 事業執行が続く中、引き続き研修等を 通じ、適正な経理・契約事務手続の周 知徹底を図るとともに、組織的な チェック体制の強化やシステムの改善 等の環境整備についても検討された い。

出納局 会計課

〈出納局会計課〉

会計課は、日々の業務において支出負担行為の確認や支出関係書類の審査を行うほか、毎年度会計事務検査を実施しているが、その中でも経理上の基本的な事務処理誤りがあることを確認しており、同様の問題意識を持っている。

このため、一昨年に研修体制を見直 し、職位・職歴に応じた研修や契約及び 収入等のテーマ別研修を導入するなど、 より効果的な研修の実施に努めている。

また、会計事務検査や日頃の審査業務で問題となる事例があった場合には、単に誤りを指摘するのではなく、誤りの原因を分析し、再発防止に繋げるための指導や意見交換に重点を置くなど、より丁寧な対応に努めている。

さらに、会計情報誌の発行や会計事務 ヘルプデスクの設置、会計事務ナビの開 設等を通じて、会計事務にかかわる職員 を多彩な形でサポートする体制を整え、 適正な会計事務の執行の確保に努めてい るところである。

なお、事務処理の誤りの中には、単に 経理事務上の誤り・チェック誤りという のではなく、業務の進行管理、組織運営 上の問題と捉えるべきものもあり、管理 職を対象にした研修等の際には、経理面 も含めた適正な業務マネジメントに努め るよう要請している。

今後とも、研修や検査等を通じた指導・支援、サポート体制の充実に努めるほか、入札手続きの見直し等の改善措置については、所管課と協力しながら周知徹底を図っていくこととする。

その他、地方自治法改正により今後導入されることとなる内部統制の制度設計を進めていく中で、関係所属とともに組織的なチェック体制のあり方等についても検討し、より適正な会計事務の執行の確保に繋げていく。

(人員管理及び業務見直しについて)

本県では、行財政改革大綱策定以来 組織の再編・統合や職員数の削減が進 められ、また、業務の改廃や外部委託 等の取組も行われてきた。そのような 中で、昨年の熊本地震発生後、復旧・ 復興に向けた業務量の増加等に対応す るため、平成29年2月に定員管理の基本 方針が策定され、効率的な組織運営に 努められている。

しかし、依然として負担が大きい所属もあり、マンパワーの確保や業務に応じた職員の適正配置に努めるとともに、業務の継続的見直しや民間委託の活用等についても一層推進されたい。

総務部 人事課 熊本地震発生以来、全庁的に通常業務の見直し(休止、縮小など)を進め、震災業務を所管する所属への職員の重点配置を進めるとともに、正職員の採用に加え、他県からの派遣職員の受入や任期付職員の採用などを行ってきた。

今後とも、こうした取組みを継続し、 震災業務に必要な人員の確保に努めてい く。

●他県派遣職員の受入状況

(H29年度) 事務:37 技術:75 計112 (H30年度) 事務:37 技術:82 計119 ※要請数

●任期付職員の採用

(H29年度) 事務:38 技術:37 計75 (H30年度) 事務:15 技術:37 計52 ※予定

●職員の重点配置

(H29年度)

本庁においては、「熊本地震検証室」 「地域支え合い支援室」「企業復興支援 室」を新設。出先機関でも「県央広域本 部土木部」をはじめとして復旧・復興事 業を加速化していくための組織体制を拡 充した。

新設、拡充した所属に職員を重点的に配置した。

●通常業務の見直しの徹底

熊本地震の発生以降、震災からの復 旧・復興に向けた業務に最優先に取り組 むため、通常業務の縮小、休止等行う 旨、通知等で数次にわたり周知徹底を 図った。

(H28年度)

4.21 「震災被害対応に係る各課通常業 務の対応について」(課長)

4.26 「震災被害対応に係る各課通常業 務の対応について」(部長)

4.29 「震災被害対応に係る各課通常業務の見直し及び職員数への影響について」(部長)

6.7 「震災対応に係る各課通常業務の 見直しの徹底について」 (部長)

6.13 「総務部長から各部長に対して震 災対応に係る通常業務の見直しの徹底を 要請」 (庁議)

8.30 「年度後半に向けた業務及び執行 体制の確認について」(部長)

12.13 「震災対応に係る各所属における通常業務の見直し状況について」(課 長)

1.23 「各所属における通常業務見直し の方向性について」(部長) (H29年度)

5.25 「各所属における通常業務の見直しの確実な実施について」(部長)